

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人鳥取県市町村職員互助会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、地方自治の振興に協力するとともに、鳥取県下市町村等職員の福祉の増進を図り、もって市町村行政の円滑かつ能率的な運営に寄与し、住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の振興に寄与する事業
- (2) 住民の福祉に関する協力事業
- (3) 市町村等職員の福利厚生に関する事業
- (4) 倉庫の貸付に関する事業
- (5) 損害保険代理事業
- (6) 生命保険に関する業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鳥取県において行う。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に提供するときには、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第 7 条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、一般財団法人鳥取県市町村職員互助会運営規則に定めるところによるものとする。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3人以上12人以内を置く。

- 2 評議員のうち1人を評議員長とし、1人を副評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員長及び副評議員長は、評議員会において選定する。

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員が任期の満了又は辞任により退任することにより、第11条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用について、評議員会において別定める費用弁償の額及び支給の基準に従って算出した額を費用弁償として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の費用弁償の額及び支給の基準
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長に事故があるときは、副評議員長がこれに当たる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員の責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 21 条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人以上がこれに署名しなければならない。

(評議員会の運営に関する事項)

第 24 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会会議規則によるものとする。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 6 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)上の代表理事とする。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任により退任することにより、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用について、評議員会において別に定める費用弁償の額及び支給の基準に従って算出した額を費用弁償として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 38 条 理事長又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 3 項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事がこれに署名しなければならない。

(理事会の運営に関する事項)

第 40 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める理事会会議規則によるものとする。

第 8 章 委員会

(構成)

第 41 条 この法人の円滑な運営を図るために必要があるときは、理事会はその決議により、諮問機関としての委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事、評議員及び学識経験者のうちから、理事会において選任することができる。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項に定める職員以外の職員は、理事長が任免する。

- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定めるものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度(以下「旧事業年度」という。)の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は竹内敏朗とする。

附 則(平成 25・4・1)

- 1 この変更は、附則第 1 項に規定する一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成 29・6・1)

この変更は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4・1・1)

この変更は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4・4・1)

この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。